

「工場法小史」で労ペン賞を受賞した関西支部・横田隆会員（日本近代労働史研究社・元大阪中央労働基準監督署署長）の「産業報国運動時代」についての寄稿

『工場法小史』補遺—産業報告（産報）運動

関西支部会員・横田 隆

（関西支部通信第47号＝26年1月号より転載）

先に、小著『工場法小史』を刊行したところ、幸いにも、日本労働ペンクラブ関西支部の推薦をえて、2020年1月日本労働ペンクラブ賞をいただきました。このたびは、関西支部『支部通信』へ寄稿の機会をえましたので、工場法の展開のうち「産業報国運動の時代」につき、紙幅の許す範囲で述べさせていただきます。

以下のNDLは国立国会図書館蔵書、〔かぎ括弧内は著者の注記〕、太字は著者の強調です。

[産業報国運動の時代(大日本産業報国会 昭和13年11月23日－20年9月30日)]

昭和12年7月7日盧溝橋での軍事衝突から本格的な日中戦争に突入し、翌13年5月5日国家総動員法が施行され、挙国一致の要請のもと、産業組織はすべて大日本産業報国会として統合されることになりました。

この会のもととなる産業報国運動の発生につき、『労働行政史第一巻』（昭和36年3月5日労働法令協会発行）は、次のように説明します。

「支那事変を契機としてわが国の労使関係にも変化が見られたが、戦争が長期化し、それに伴い生産力拡充、物資動員あるいは転失業等めまぐるしい変転のうちに、労使関係も自ずから転換を迫られることとなった。即ち、戦争目的遂行という大命題の下で、労使の対立観念を払拭し「労資一体、産業報国」の実をあげることが強く要請されるに至った。政府の労働対策の中心も当然ここに向けられた(以下略)。「財団法人協調会*では、13年2月2日時局対策委員会を設け、「労資関係調整方策要綱」を3月30日総会で可決したのち、7月30日、産業報国連盟の結成式をあげた。「第73議会〔帝国議会、会期昭和12年12月26日～13年3月26日〕にても厚生大臣から趣旨の答弁もあり、地方長官会議、警察部長会議などで指示説明したうえで、厚生・内務両次官名をもって各地方長官(知事)宛「労資関係調整方策実施に関する通牒」(昭和13年8月24日、厚生省発勞55)が出された」(867～871頁参照)

資料 神戸大学新聞記事文庫(労働 12-121) に、この通牒「大阪朝日新聞」8月25日夕刊の記事が収録されています。記事の見出しは「各事業場内に産業報国会厚生内務両省が設置勸奨」とあります。

(大日本産業報国会の創立)

昭和13年11月23日に至り大日本産業報国会創立総会を開きその創立をみたが、先の通牒により事業場(さしあたり従業員100人以上)ごとの産業報国会の設置奨励に努めた。結果、3,847事業場(規模50人以上10,437の36%強の事業場)、会員140万人に達した(『労働行政史第一巻』877頁)。14年4月に至り、政府は産業報国運動を労資調整の領域に止めることなく、新産業労働体制の中核の国策として育成することに方針を決定し、「産業報国連盟」は官庁の指導に協力するという位置づけをし、5月22日、厚生省労働局長名で「産業報国会指導方策要綱」を地方長官宛て通牒した。これにより、「産業報国運動の組織は飛躍的發展をとげ昭和15年9月末における産業報国会数は全国を通じて46,000、会員数は418万人の多数に達した」(880頁)。「大日本産業報国連盟は12月6日解散」

(産業報国運動の推進)

昭和16年1月14日、工場監督官が労務監督官、“労務”が“勤労及び社会保険”となり、大阪府警察部では“工場課”を改め“労政課”とされ、その職務に産業報国運動が入りました(『小史』93-4頁)。

(産業報国運動に課せられた主な課題)

『労働行政史第一巻』は、「戦時労務統制を推進するための運動として盛り上げられた産業報国運動に課せられた主な課題は次の三点にあった。その一は労使対立を解消し生産増強に邁進すること、その二は労務動員遂行の組織体として機能すること、その三は適正に配置された労働力の維持培養[原文のママ。当時、このような語が使われていた]をはかるため、福利厚生事業の充実および技能訓練、教養指導に努めることであった。」「こうした産業報国運動は戦時下の特殊な社会情勢を背景として組織的には急激に発展し、またその機能としても争議の減少、大規模な労務動員の遂行に資するところ少なくなかった。しかし、本質的には「労資一体、産業報国」をスローガンとする精神的運動の域を出ることはなかった」と総括したうえで、その広汎な事業活動主要なものを890頁から898頁まで列挙しています。

資料『昭和17年版労働年鑑』（昭和17年12月30日協調会発行）によれば、太平洋戦争開戦直後の昭和16年12月末の産業報国会数85,522うち工業業種77,987/91.1%、会員数5,465,558人（うち工業業種4,380,130人/80.1%）となっています（249頁）。ちなみに、戦前、労働組合員数が最も多かった年は、昭和9年387,964人（労働者総数5,764,277に対する組織率6.7%）となっています（労働省労政局調査『昭和21年労働統計』16頁「主要年別労働組合結成図表」、昭和22年9月30日（財）中央労働学園発行）。

資料 産報運動のなかの労働組合の消滅 隅谷三喜男『日本労働運動史』昭和41年2月25日有信堂

「14年6月に入ると、旧全労系〔関東の多数派〕の積極分子によって「産業報国クラブ」結成の運動が始められ…11月3日、五十鈴川でみそぎを行ったのち、産業報国倶楽部の創立宣誓式を行った。…こうして、全労系は自ら産報運動のなかに全面的に解体していったのである。残留した総同盟系も同じ11月全国大会を開いて、組合名をもとの日本労働総同盟にもどし、組合運動解消論に対抗し、労働時間制限、労働災害防止等の運動を行ったが、各地の警察は組合の解散を強要し、経営者の中にも組合の公認や団体協約の取消しを行うものが現われ、組合代表は産報のなかからも排除される傾向が強くなっていき、労働組合運動は身動きのとれない状況においやられていった。…総同盟も（15年）7月8日中央委員会ですべて自発的に解散するのやむをえなきに至った」（185-6頁）。

東京都港区芝 JR 田町駅西方「友愛会館」内に友愛労働歴史館常設展にて、「友愛労働運動の100年余－友愛会・総同盟（戦前）を中心とする－」というリーフレットをいただいた。

このリーフレットの第二部戦前の労働運動1897~1940年と第三部戦後の労働運動1946年~のあいだ、つまり1941年~1945年の記載はない。

資料 「神戸大学新聞記事文庫」にて“産業報国運動”で検索すると、ヒット数116、初出昭和15年11月1日の記事・最終昭和19年10月1日の記事。太平洋戦争開戦の昭和16年12月8日以前32件、以後84件となっています。

大日本産業報国会は、終戦直後の昭和20年9月30日解散しますが、終戦時の大阪府下の産業報国会は、単位産報数4,209、昭和20年12月20日現在解散完了4,006、同準備中203、残余財産は労働者団体に寄付予定となっています（『資料日本現代史7産業報国運動』資料187終戦に伴ふ産業報国会に関する措置の件依命通牒昭和20年9月28日522頁、196県産報及単位産報処理状況（中間報告）538-9頁）。

(産業報国運動の戦後の評価)

産報運動につき、戦後の評価は芳しいものではなく、『労働行政史第一巻』は、「本質的には「労資一体、産業報国」をスローガンとする精神的運動の域を出ることはなかった」とします。『大阪社会労働運動史(第2巻) 戦前篇・下』(同編集委員会編 1989年12月1日有斐閣)“第一章戦時下の運動と運動団体の壊滅(一九三七～四五年)”でもって、渡部徹京都大学名誉教授が「もともと大日本産報会・府産報会・支部産報会の活動は上意下達の画一的形式的な指導者講習会・錬成会・技能競争・出勤率競争、優良工場・工員表彰、産業殉職者慰霊祭、職場慰問隊・激励隊派遣、開催などが多く、労働者大衆の実生活に直接ふれる事業は労務者特配用物資の配給に過ぎなかった。」と総括されています(2144頁)。

産報運動の立ち上げ時から深くこの運動に係わった北村隆元厚生省労働局労政課長は、“所期の目的を達した”と述べています。

資料『資料日本現代史月報』第7巻「産業報国運動」付録(1981.10)産報・官界・財界・労働界

北村隆[産報運動立ち上げ時、昭和14年1月－16年9月厚生省労働局労政課長。昭和56年10月の聞き取り時は保安研修所(現防衛研究所)所長 Wikipedia]、聞き手/神田文人・荒川章二

ー産報はそういう組織としては使命を果たしたと考えますか。

北村 ええ、最後までよくあれでもったと思いますよ。各府県産報も単位産報もたいした摩擦をおこさずによくやりましたよ。所期の目的を達したんじゃないですか(7頁)。

(産報運動と戦後の企業別従業員労働組合の繋がり)

戦中、昭和13年内務省に奉職し、戦後、大阪労働基準局長(昭和27.3-29.3)、中央労働委員会事務局長、退官後は日経連専務理事として、当時の労資関係を見てきた松崎芳伸氏は、「産業報国会は新生労働組合の母胎をなした。産業報国会は企業別につくられていたために、新生労働組合も企業別につくられるようになった」、また、戦前から労働運動

に献身し、戦後新産別を組織された細谷松太氏（元全日本労働組合会議事務局次長）は、「戦時中の労働統制が、新しい形で活用された面も少なくはなかった。産報の看板を裏返しにすれば、そのまま組合ということになった事情も、数多く存在した」と証言されている。産報運動の理論的指導者と目されている大河内一男教授も同様の発言をされている。産報運動が今日の企業別労働組合に繋がる歴史上の意義は重要です。

資料 『昭和 21 年労働統計』労働省労政局調査 昭和 22 年 9 月 30 日 （財）中央労働学園

「1 概説 1、わが国の労働組合は終戦後急速の発展を遂げた。終戦以来僅か 1 年数ヶ月を過ぎたに過ぎない昭和 21 年 12 月末には、組合数 17,205 組合員数 4,849,329 に達し、更に昭和 22 年 5 月には、組織労働者の数は 550 萬を突破したのである。」(2 頁)

資料 松崎芳伸『労働組合うらおもて』（昭和 52 年 4 月 7 日、ダイヤモンド社）

著者は、中央労働委員会事務局長などへて、昭和 45 年から日本経営者団体専務理事。産業報国会につき、以下のように説明します(20-22 頁)。

産業報国会の成立と解散 「産業報国、労資一体を指導精神とする産業報国運動が、協調会の時局対策委員会の発議によって提唱されたのは、昭和十三年一支那事变勃発の翌年一二月であった。労働組合法もなく、労働委員会制度もなかった戦前にあつては、労働争議が起こった場合、警察がこれに介入してその解決に当たるのが例であった。しかし、争議が起こってから、警察権力をふりかざしてその解決をはかるよりは、「一步を進めて積極的に労資の協力態勢を作らせ」、争議を未然に防止したほうがよいと、警察自体が考えるようになった。協調会の提唱は、ここにヒントを得たものである」(20 頁)。

「労働組合を解散させるためにつくられた産業報国会は、労働組合結成の促進を旗じるしとする占領政策と両立しうるものではない。それは昭和二十年九月三十日までに解散するよう指令された。しかし細谷松太氏もいっておられるように、新生労働組合は、産業報国会組織から、社長、重役を排除し、「××株式会社産業報国会」の看板を「××株式会社労働組合」に書きかえたにすぎないものも相当数にのぼったのであった。産業報国会は新生労働組合の母胎をなした。産業報国会は企業別につくられていたために、新生労働組合も企業別につくられるようになった。」(21-22 頁)

太平洋戦争開戦直後の昭和 16 年 12 月末の産業報国会数 85,522 うち工業業種

77,987/91.1%、会員数 5,465,558 人。『昭和 21 年労働統計』（労働省労政局調査労働組合と労働争議、中央労働学園）昭和 21 年労働組合 19,169、組合員数 5,546,697 人。産報組合員数と労働組合員数の差、81,139 人(1.5%)。

細谷松太『日本の労働組合運動』（昭和 33 年 8 月 25 日、社会思想研究会）

「職別組織とか産別組織という組織論に基づくまでもなく、組合は企業別に職場別に、従業員を一括して組織した。労働者大衆は組合加入の賛否を問われることなく、綱領規約の承認の手順もなく、そこに従業しているからという事実だけで、自動的に組合員になってしまうというような経過のもと、組合が組織されていった。これには戦時中の労働統制が、新しい形で活用された面も少なくはなかった。産報の看板を裏返しにすれば、そのまま組合ということになった事情も、数多く存在した。」(81-82 頁)。

細谷松太氏は明治 33 (1900) 年生、平成 2 (1990) 年没。戦前は関東合同、全協などで活動、戦後は全日本労働組合会議事務局次長、新産別を組織〔Wikipedia、原全五『大阪の工場街から私の労働運動史』柘植書房 1981 年 2 月 25 日発行 78 頁参照〕

大河内一男『暗い谷間の自伝』（昭和 54 年 5 月 25 日、中公新書）

「かりに戦争中の産報組織というものが、企業ごとに労使関係とその下部の職場組織とをまがりなりのもつくりあげるようなことがなかったとしますなら、戦後のあの急激な企業別組合の一挙的躍進は到底考えられないことだったろうと思います。産報運動をこのように考えますと、はじめて敗戦後における日本に固有の「企業別組合」が何故かくも一挙的に、また急激に、産報組織を転換させて突如として歴史の舞台におどり出たかの秘密も理解できるのではないかと思っております。」(201 頁)

(産報運動についての最近の評価)

海原亮『住友史料館報』第 54 号 (令和 5 年 7 月 31 日)、「住友電工産業報国会の活動とその特質」(個別研究の深まりの必要性を強調された上) 戦時下における軍需産業の生産力増強は、産報運動の掲げる指針の援用なしには完遂しなかったろう。本稿で眺めた電工産報会の実態、十七年改組実質がその事実を証左している。もっとも、史料上の制約も大きい

ため現時点では解明できないが、検討すべき重要な論点も多い。」(204 頁)

資料 大日本産業報国会中央本部の中枢役員は、昭和 22 年勅令第 1 号により「公職に関する就職禁止」(D 項)の憂き目に際会します(昭和 22 年 1 月 4 日閣令内務省令第 1 号)。
NDL『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会編(コマ番号 732)。

横田隆さんの 2019 年度日本労働ペンクラブ賞受賞作『工場法小史』(中央労働災害防止協会)は、長く労働基準監督官を務められた著者が、明治 10 (1877) 年から昭和 22 (1947) 年の廃止までの工場法の展開を、冷静な筆致で叙述した通史です。

工場法(明治 44 年公布、大正 5 年施行)は「ザル法」ともいわれがちだが、同法の児童労働の排除が学校教育法につながるなど、過小評価されている部分も多い。本書は同法成立前の府県規則から同法成立、労働基準法施行による廃止までの歴史をたどり、同法の再評価を試みたもの。写真資料等も豊富に収録。(中災防 HP より)

